

契約監視会議（第一期）の活動実績について

1 はじめに

政府は、随意契約の適正化を一層推進するため、平成19年11月2日に開催された公共調達に関する関係省庁連絡会議において、「全ての府省において」「工事以外の、物品・役務等を対象とし、入札契約のみならず随意契約を対象とすることにより」「全ての契約の監視が行えるよう、全ての府省に第三者機関を設置する」ことを申し合わせました。

これを受けて、法務省では、平成19年11月以降、法務本省等契約監視会議、法務局契約監視会議、検察庁等契約監視会議及び矯正官署契約監視会議の4つの契約監視会議を設置し、契約の一層の適正化及び透明化を図ってまいりました。

各契約監視会議の審議の概要については、開催の都度、公表しておりますが、平成21年12月をもって第一期の委員の任期が満了するに当たり、これまでの活動実績を取りまとめましたので、公表します。

2 各契約監視会議の概要

名 称	対 象 機 関	委 員	設置年月日	設 置 根 拠	
法務本省等 契約監視会議	法 務 本 省 法 務 総 合 研 究 所 公 安 審 査 委 員 会 公 安 調 査 庁 公 安 調 査 局	野村 豊弘 前田 雅英 箕輪 幸人	学習院大学教授 首都大学東京教授 フジテレビジョン解説委員	平成19年 11月30日	法務省大臣 官房会計課長 決定
法 務 局 契約監視会議	法 務 局 地 方 法 務 局	遠藤 忠宏 河上 正二 安田 聖	公認会計士 東京大学教授 一橋大学教授	平成19年 12月27日	
検 察 庁 等 契約監視会議	最 高 検 察 庁 地 方 検 察 庁 地 方 更 生 保 護 委 員 会 保 護 観 察 所 入 国 者 収 容 所 地 方 入 国 管 理 局	椎橋 隆幸 瀬戸 洋一 太田 達也	中央大学教授 産業技術大学院大学教授 慶應大学教授	平成19年 12月27日	
矯 正 官 署 契約監視会議	矯 正 管 区 矯 正 研 修 所 刑 務 所 少 年 刑 務 所 少 年 刑 務 所 少 年 鑑 別 所 婦 人 補 導 院	八木澤壯一 関沢 紘一 青木 聖子	東京電機大学名誉教授 米海軍在日統合法務局 国際法首席顧問 実践女子短期大学 非常勤講師	平成19年 12月27日	

3 各契約監視会議の審議状況

区 分	開 催 日	審議の対象となった契約の件数			
		一般競争契約	随 意 契 約	計	重点検討契約
法務本省等 契約監視会議	(第1回) 平成20年3月13日	59件	21件	80件	6件
	(第2回) 平成20年6月25日	138件	48件	186件	10件
	(第3回) 平成20年10月17日	233件	257件	490件	16件
	(第4回) 平成21年2月26日	134件	24件	158件	13件
	(第5回) 平成21年6月30日	155件	26件	181件	11件
	(第6回) 平成21年11月2日	257件	272件	529件	12件
	計	976件	648件	1,624件	68件
法 務 局 契約監視会議	(第1回) 平成20年3月17日	68件	33件	101件	6件
	(第2回) 平成20年7月2日	381件	36件	417件	11件
	(第3回) 平成20年11月6日	714件	984件	1,698件	823件
	(第4回) 平成21年3月10日	162件	15件	177件	226件
	(第5回) 平成21年7月3日	356件	56件	412件	222件
	(第6回) 平成21年11月5日	758件	881件	1,639件	—
	計	2,439件	2,005件	4,444件	1,288件
検 察 庁 等 契約監視会議	(第1回) 平成20年4月11日	130件	11件	141件	11件
	(第2回) 平成20年6月23日	147件	4件	151件	8件
	(第3回) 平成20年10月24日	565件	504件	1,069件	8件
	(第4回) 平成21年2月17日	143件	8件	151件	7件
	(第5回) 平成21年6月22日	148件	11件	159件	9件
	(第6回) 平成21年11月16日	660件	472件	1,132件	10件
	計	1,793件	1,010件	2,803件	53件
矯 正 官 署 契約監視会議	(第1回) 平成20年3月19日	126件	6件	132件	7件
	(第2回) 平成20年7月4日	401件	20件	421件	11件
	(第3回) 平成20年10月21日	1,302件	251件	1,553件	21件
	(第4回) 平成21年3月5日	379件	7件	386件	12件
	(第5回) 平成21年7月2日	464件	11件	475件	10件
	(第6回) 平成21年10月26日	1,652件	205件	1,857件	10件
	計	4,324件	500件	4,824件	71件
合 計	計	9,532件	4,163件	13,695件	1,480件

(注)「重点検討契約」とは、審議の対象となった契約の中から、会議当日中心的に検討を行うものとして、各委員があらかじめ選定した契約をいう。

4 各契約監視会議の意見とその対応状況

別表「契約監視会議の意見とその対応状況」のとおり

5 終わりに

各契約監視会議の上記のと通りの活動の結果、法務省全体としての随意契約の件数及び一者応札（一般競争入札のうち応札者が一者しかいなかったものをいいます。別表においても同じ。）の件数は、次のとおりいずれも減少しており、着実にその成果が表れてきております。

区 分	平成20年4月～7月	平成21年4月～7月
随 意 契 約	1, 9 9 2 件	1, 8 3 1 件
一 者 応 札	9 8 8 件	8 8 3 件

法務省といたしましては、今後とも、契約監視会議で提出された意見に適時・適切に対応し、より一層の契約の適正化及び透明化に努めてまいります。

No.	区分	回数	意見等	対応状況
1	法務本省等 契約監視会議	第3回	○所管公益法人である矯正協会が、刑事施設等の被収容者を対象に編集・発行する定期刊行物を随意契約により購入しているが、編集内容等を工夫するなどすれば一般業者が参入できる余地もあると思われるので、競争契約に移行することも視野に入れて検討すること。	○当該矯正教育教材については、平成22年度以降、競争入札に移行し、複数業者による競争により契約相手方を選定する予定である。
2		第4回	○複写機の調達については、複写機のみではなく後年度の保守料を含めたトータルコストでの調達が望ましいと思われるので、留意すること。	○複写機の調達については、平成20年度から、後年度の保守料を含めたトータルコストでの調達方法に変更している。
3	法務局 契約監視会議	第2回	○登記簿等の公開に関する事務の包括的民間委託契約については、より良い競争環境となるような地盤作りを行うなどの方法により、多様な民間事業者の参入が実現できるように引き続き検討すること。	○当該委託契約は、平成19年度には落札業者が一事業者に偏る傾向が認められたが、入札実施要項の見直し(入札参加資格の拡大、実務経験者等の配置要件の緩和、総合評価に係る配点基準の見直し等)や広報活動を行った結果、平成20年度には入札説明会参加者数及び応札者数が増加し、新規参入事業者の拡大が図られている。
4		第3回	○コンピュータ消耗品購入契約など一者の応札により締結された契約については、契約内容や調達手続の検証等を今後も継続して行うとともに、一者応札を解消するための実効性ある改善措置を講ずること。	○一者応札の解消については、入札参加資格や発注単位の見直し、業務のマニュアル化、業者へのPR等に取り組んだ。その結果、平成20年4月～7月の期間において一者応札となっていた255契約についてフォローアップ調査を実施したところ、116契約(45%)が複数者応札となった。
5			○随意契約事案の中には、競争入札を実施することにより、契約の透明性や経済性を一層確保すべきである事案も認められることから、随時フォローアップを行い、適切に対応すること。	○随意契約については、契約の透明性の確保の観点から、随時見直しを行うとともに、経済性の一層の確保の観点からも、庁舎機械警備委託契約について国庫債務負担行為による複数年契約の導入、各庁舎ごとに少額随意契約で行っていた庁舎設備の保守契約、庁舎清掃契約等について全庁舎一括化による一般競争契約への移行などの取組を進めている。
6		○郵便等発送業務契約については、信書の取扱いに係る関係法規等の周知を図り、過誤のない取扱いとなるように配慮すること。	○所管する各庁(以下「所管各庁」という。)に対し、事務連絡文書の発出、関連資料の配布、会議における説明等により信書の取扱いに係る関係法規を周知し、過誤の防止を図った。	
7		○現在、随意契約事案として整理されているものの中には、「複写機のリース・保守契約」などのように複数年契約を前提として、当初、一般競争入札によって契約が行われたものもある。このような事案については、通常の随意契約事案とは別に整理・管理を行い、対外的に説明できるよう配慮すること。	○所管各庁に対し、当該事案の報告に当たっては、「平成〇〇年度に△△年の契約を前提に競争入札を実施」と明示する旨の事務連絡文書を発出し、適切な管理を行っている。	
8		第4回	○コピー用紙の購入契約については、法務局間で認められる契約単価の相違について原因分析を行い、平均値を上回る単価となっているものについては、適切な対応を行うこと。	○コピー用紙の契約単価を調査して、その結果を所管各庁に配布し、契約単価を引き下げの方策を検討するよう指示した。その結果、平成21年度の平均単価については、次のとおり一定程度低減させることができた。 ※A4用紙における平均単価比較 古紙配合率 70% 1,626円(20年度)→1,368円(21年度) △258円 " 100% 1,860円(20年度)→1,501円(21年度) △359円

No.	区分	回数	意見	等	対応状況
9	法務局 契約監視会議		○各種図面の入力作業請負契約については、平成20年度の入札状況について踏み込んだ検証を行い、その検証結果を予定価格の設定等に反映するなど、翌年度の契約に適切に反映すること。		○所管各庁に対し、平成21年度の当該契約に係る予定価格については、提出された価格証明書の中の最も安価な金額に、前年度の入札実績を踏まえた入札効果率を乗じて算出する旨の指示を行い、前年度の入札状況を適切に反映させる措置を講じている。
10			○古紙の収集運搬処理契約については、古紙取引に係る十分な市場調査を行うよう指導するとともに、個人情報保護や環境への配慮などの観点から、より適切な契約を行うよう配慮すること。		○市場調査について所管各庁にフォローアップ調査を実施したところ、少額随意契約を行っている庁の調査が不十分であると認められたことから、当該庁に対して市場調査の徹底を指示した。 ○個人情報の保護や環境への配慮については、次のとおり見直しを行った庁があった。 ① セキュリティ対策の強化…1庁 ② 環境への配慮(焼却処理→溶解・シュレッダー処理)…2庁
11		第5回	○地図情報システムへの入力データ編集作業請負契約については、平成20年度の契約状況と内容などの分析を更に進め、新規事業者が参入しやすい環境作りに配慮するとともに、契約の透明性や公平性を確保する観点から、少額随意契約を行っている法務局に対しては、契約単位の取りまとめや契約時期の見直しなどの所要の是正を行い、競争入札に付すよう指導すること。		○新規事業者の参入については、平成21年度の一般競争による当該契約案件14件のうち1件が新規参入事業者であり、一定の改善が認められる。 ○少額随意契約については、平成21年度に当該契約を行った24庁のうち8庁が契約単位を取りまとめることにより、一般競争契約への移行を行っている(16庁については、契約単位の取りまとめを行ってもなお少額随意契約の範囲内であった。)
12			○予定価格については、算定方法などに疑義のあるものも見受けられることから、契約監視会議における委員の意見等を踏まえた適切な対応を取るよう周知・徹底すること。 また、入札結果については、「不落」となった原因の分析に限らず、常にフォローアップを行い、その結果を適時・適切に反映すること。		○予定価格の算定方法については、契約監視会議における審議状況等について、所管各庁に対し、随時、情報提供を行い、適時・適切な周知に努めている。 ○入札結果については、平成21年度の不落随意契約案件35件についてその原因及び改善策の報告を該当庁に求め、その結果を所管各庁に提供することを予定しているなど、入札結果の適時・適切な反映に努めている。
13	検察庁等 契約監視会議	第1回	○事務用機器や情報システム関係の契約については、入札公告期間、公告の方法、予定価格の設定方法等について更に検討を加えることで、より安価な契約が実現する余地もあると考えられるので、十分配慮すること。		○入札情報の幅広い提供等について所管各庁に指示したところ、所管各庁においては、次のような取組が行われた。 ① 入札情報について、商工会議所の掲示板やそのホームページへの掲示を依頼した。 ② 有資格者名簿、インターネット、電話帳等により調達可能な事業者を10者程度抽出し、当該者に電話等により入札情報を案内することとした。

No.	区分	回数	意見等	対応状況
14	検 察 庁 等 契約監視会議	第2回	○一般競争入札に付した事案のうち一者応札になっているものの中には、公告期間が短期間であったり、汎用性の乏しいシステムであったりするなど、結果として多数の業者の参加を困難としているものが見受けられる。	○一者応札を回避する取組について所管各庁に対して指示したところ、所管各庁においては、次のような取組が行われた。 ① 物品調達に当たっては、必要性の乏しいスペックを要求したり、メーカーを指定したりせず、限定的な仕様とならないように留意した。 ② 入札説明会に参加したり、入札資料を受領した事業者が複数あったものの、結果的に一者応札となった場合には、辞退した事業者から理由を聴取し、その原因を検証することとした。 ③ 庁舎の模様替工事において、入札金額を積算する時間が足りないことを理由に入札を辞退する事業者が多数いたため、当初の入札日を変更し、公告期間を延長して対応した。 ④ 契約実績のある一部の事業者に調達の機会が偏ることのないよう近隣官署の担当者と情報交換を図るなどして、参入が予想される事業者に、幅広く調達情報を周知することとした。その結果、電力供給契約について、近隣官署の契約実績の調査を基に特定規模電気事業者にも積極的に入札参加を促したところ、同事業者が落札し、従来より安価に契約できた。
15			○落札率100%の事案をはじめ落札率が極めて高い事案が多いことから、予定価格の算定方法等に係る次の点について検討すること。 ア 事業者から徴取した参考見積りの額をもって予定価格としている。 イ 応札が見込まれる事業者からあらかじめ参考見積りを徴取することは、予定価格を推測させる機会を与えることになる。 ウ 過去の実績を参考に割引率等の設定をする場合の当該実績の適正性	○ア及びイについて 参考見積書を徴することなく、物価資料、年間処理件数等から予定価格を算定した庁があるほか、参考見積書を徴する場合であっても、複数の事業者から参考見積書を徴するとともに、インターネット等で市場価格を調査するほか、近隣官署における契約実績等についても調査して、予定価格を算定することとした。 ○ウについて 過去の自庁における割引率のほか、最近の需要動向等も必ず調査して予定価格を算定することとした。
16			○随意契約の事案の中には、競争性を排除することについて検討を要するものが見受けられる一方、一般競争入札に付し、一者応札でかつ高落札率になった事案の中には、本来、随意契約に馴染むものまであえて入札としているように見受けられるものもあり、検討すること。	○複数の事業者の参加が見込まれる事案については、できるだけ入札を実施するようにしている。 ○一般競争入札に付しても複数の応札者の参加が可能かどうか疑問があるものについては、入札参加に関する公募を実施し、その結果、複数の入札参加者が予定される場合は一般競争入札を実施し、一者しか参加申し出がない場合には同者と随意契約を締結することとする。 ○随意契約を行う場合であっても、実質的な競争性を確保するため、情報を広く提供し、できる限り多くの業者と見積り合わせを行っている。
17		第3回	○参考見積書を複数の業者から徴取する工夫を行うなど、予定価格の積算方法について今後検討すること。	○項番15に同じ。

No.	区分	回数	意見等	対応状況
18	検 察 庁 等 契約監視会議	第5回	○契約の適正化という観点から、予定価格の算定根拠となる参考見積書については複数の業者から徴取する必要があるほか、一者応札を避けるための工夫を引き続き行っていくこと。 特に電話交換機や複写機などについて、業者側のビジネスモデルが変わってきているため、最近の契約実績等を参考にしながら、より現実にあった予定価格を設定していくよう工夫すること。	○予定価格の算定について、項番15に同じ。 ○一者応札の回避について、項番14に同じ。
19	矯 正 官 署 契約監視会議	第2回	○競争性の確保のためには、より多くの者が入札に参加できるようにする必要があるので、入札公告の方法等を工夫し、より広く一般に周知するよう努めること。	○入札公告については、所管各庁の庁内掲示板に掲示する方法が主であったところ、平成21年度からは、法務省ホームページに入札情報を掲載するとともに、所管各庁に対して、官公庁や商工会議所に掲示を依頼するなど掲示箇所を増やすことについて改めて徹底した。
20		第2回 第3回	○予定価格の算定に当たっては、市場価格の調査を効果的に行うなど、より適正な算定に努めること。	○予定価格の算定に当たっては、安易に過去の契約金額や一事業者の見積価格をそのまま予定価格としないこと、また、複数の事業者から参考見積書を徴する場合であっても、物価資料、インターネット等で市場価格を調査するほか、近隣官署における契約実績等の情報を幅広く収集し、それらを比較・検討した上で、予定価格を算定することを所管各庁に対して改めて徹底した。
21		第3回	○競争性のない随意契約としている事案の中には、競争の余地があるのではないかと思われるものもあることから、一般競争入札等競争性のある契約方式への移行に更に努めること。	○競争性のある契約方式への移行について、会同等のあらゆる機会を捉えて所管各庁に周知したところ、平成20年4月～7月期に締結された随意契約(毎年度契約を締結するもの)のうち56%が、平成21年度には一般競争契約に移行している。
22		第4回	○一者応札事案について審議したところ、調達目的の達成に必要な仕様を詳細に設定した結果、一者応札になったものと感じられた。適切な調達を行うには、調達目的を明確にした上で仕様設定を行い、仕様を満たす物品等を妥当な価格で購入すべきと思われることから、今後の調達に当たっても、適正な仕様の設定及び予定価格の算定に努めること。	○調達目的を達成するために必要な仕様については、引き続き詳細に設定することで、適切な調達を図るとともに、一者応札を回避する取組について所管各庁に対して指示したところ、所管各庁においては、次のような取組が行われた。 ① 物品調達に当たっては、必要性の乏しいスペックを要求したり、メーカーを指定したりせず、限定的な仕様とならないように留意した。 ② 入札説明会に参加したり、入札資料を受領した事業者が複数あったものの、結果的に一者応札となった場合には、辞退した事業者から理由を聴取し、その原因を検証することとした。 ③ 契約実績のある一部の事業者に調達の機会が偏ることのないよう近隣官署の担当者と情報交換を図るなどして、参入が予想される事業者に、幅広く調達情報を周知することとした。
23		第5回	○矯正施設特有の物品等については、構造的な問題もあるため、契約方法について十分に検討し、適切な契約方法を選択すること。	○矯正施設特有のセキュリティを要する調達物品については、個別案件ごとに検討を行い、最も適した契約方法を採用することとする。